

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
---	---	-----

公	表
---	---

○平成14年度北海道補正予算の要領（2件）……………（財政課） 228

公	表
---	---

平成15年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成15年3月20日

北海道知事 堀 達 也

平成14年度北海道一般会計補正予算（第5号）

平成14年度北海道一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,655,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,010,356,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

（単位 千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	道 税	538,486,559	△ 15,439,000	523,047,559

1	道 民 税	123,478,308	△ 5,267,000	118,211,308
2	事 業 税	104,118,635	△ 3,215,000	100,903,635
3	地 方 消 費 税	73,947,700	△ 1,137,000	72,810,700
4	不 動 産 取 得 税	21,413,080	647,000	22,060,080
6	ゴルフ場利用税	3,575,974	△ 68,000	3,507,974
7	自 動 車 税	91,553,356	△ 1,127,000	90,426,356
10	自 動 車 取 得 税	20,564,099	△ 2,379,000	18,185,099
11	軽 油 引 取 税	84,678,122	△ 2,893,000	81,785,122
2	地方消費税清算金	108,131,438	△ 10,215,014	97,916,424
1	地方消費税清算金	108,131,438	△ 10,215,014	97,916,424
4	地方特例交付金	4,000,000	23,590	4,023,590
1	地方特例交付金	4,000,000	23,590	4,023,590
5	地方交付税	786,045,928	9,347,151	795,393,079
1	地 方 交 付 税	786,045,928	9,347,151	795,393,079
6	交通安全対策特別交付金	2,010,000	△ 189,000	1,821,000
1	交通安全対策特別交付金	2,010,000	△ 189,000	1,821,000
7	分担金及び負担金	56,145,233	△ 952,809	55,192,424
1	分 担 金	3,549,785	△ 26,011	3,523,774
2	負 担 金	52,595,448	△ 926,798	51,668,650
8	使用料及び手数料	35,919,609	△ 101,418	35,818,191
1	使 用 料	24,771,897	△ 105,248	24,666,649
3	証 紙 収 入	10,668,868	3,830	10,672,698
9	国庫支出金	587,262,562	△ 4,519,368	582,743,194
1	国 庫 負 担 金	207,089,669	△ 682,243	206,407,426
2	国 庫 補 助 金	376,938,338	△ 3,532,883	373,405,455
3	委 託 金	3,234,555	△ 304,242	2,930,313
10	財産収入	7,600,873	279,344	7,880,217
1	財産運用収入	4,501,576	3,378	4,504,954
2	財産売却収入	3,099,297	275,966	3,375,263

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変更しました。

平成15年3月20日（木曜日）

北 海 道 公 報

号外第12号 2

11 寄 附 金	145,980	700	146,680	3 総合企画費	28,616,817	△ 1,720,077	26,896,740
1 寄 附 金	145,980	700	146,680	1 総合企画管理費	9,656,928	10,155	9,667,083
12 繰 入 金	38,174,385	△ 747,479	37,426,906	2 政 策 費	893,045	△ 340	892,705
1 特別会計繰入金	3,520,604	△ 66,995	3,453,609	3 地 域 振 興 費	9,345,388	△ 1,281,326	8,064,062
2 基 金 繰 入 金	34,653,781	△ 680,484	33,973,297	4 経 済 企 画 費	940,252	△ 177,570	762,682
13 繰 越 金	8,865,193	211,782	9,076,975	5 交 通 企 画 費	7,781,204	△ 270,996	7,510,208
1 繰 越 金	8,865,193	211,782	9,076,975	4 環境生活費	11,314,927	△ 264,946	11,049,981
14 諸 収 入	354,197,358	△ 25,757,701	328,439,657	1 環境生活管理費	4,848,955	△ 221,949	4,627,006
1 延滞金、加算金及び過料	1,511,732	69,104	1,580,836	2 環 境 政 策 費	449,551	△ 1,410	448,141
2 預 金 利 子	27,662	8,490	36,152	3 環 境 保 全 費	652,414	28,257	680,671
3 貸 付 金 収 入	325,857,065	△ 25,920,855	299,936,210	4 廃棄物対策費	535,375	△ 23,646	511,729
4 受託事業収入	7,486,540	△ 368,264	7,118,276	5 自 然 環 境 費	1,213,472	△ 20,701	1,192,771
5 収益事業収入	8,526,000	△ 204,790	8,321,210	6 文 化 振 興 費	1,342,114	△ 18,927	1,323,187
6 雑 入	10,788,359	658,614	11,446,973	7 生 活 振 興 費	1,517,135	△ 26,632	1,490,503
15 道 債	500,120,713	19,403,588	519,524,301	8 青 少 年 対 策 費	306,762	22,098	328,860
1 道 債	500,120,713	19,403,588	519,524,301	9 女 性 対 策 費	110,741	△ 156	110,585
歳 入 合 計	3,039,011,831	△ 28,655,634	3,010,356,197	10 交通安全対策費	338,408	△ 1,880	336,528
歳 出				5 保健福祉費	268,983,312	△ 1,189,531	267,793,781
			(単位 千円)	1 保健福祉管理費	35,731,214	△ 42,840	35,688,374
款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	2 国民健康保険費	42,847,107	245,291	43,092,398
1 議 会 費	3,794,323	△ 15,492	3,778,831	3 地 域 医 療 費	7,680,739	△ 700,932	6,979,807
1 議 会 費	3,794,323	△ 15,492	3,778,831	4 保 健 予 防 費	27,938,316	1,689,375	29,627,691
2 総 務 費	266,053,494	10,376,496	276,429,990	5 地 域 保 健 費	2,089,476	△ 9,845	2,079,631
1 総 務 管 理 費	110,873,893	20,644,891	131,518,784	6 食 品 衛 生 費	2,071,659	△ 244,867	1,826,792
2 国 際 交 流 費	649,019	△ 1,296	647,723	7 薬 務 費	156,231	△ 759	155,472
3 徴 税 費	104,696,410	△ 10,715,823	93,980,587	8 地 域 福 祉 費	34,225,042	△ 313,782	33,911,260
4 学 事 宗 務 費	41,321,710	585,397	41,907,107	9 高 齢 者 保 健 福 祉 費	9,747,482	△ 704,954	9,042,528
5 防 災 費	1,492,703	△ 48,518	1,444,185	10 介 護 保 険 費	35,541,011	△ 350,160	35,190,851
6 領土復帰対策費	778,447	△ 245	778,202	11 障害者保健福祉費	11,037,210	△ 107,477	10,929,733
7 会 計 管 理 費	1,095,479	△ 1,840	1,093,639	12 児 童 家 庭 費	25,823,250	△ 224,354	25,598,896
8 札幌医科大学費	2,897,201	△ 73,070	2,824,131	13 保 護 費	34,072,914	△ 883,566	33,189,348
10 人事委員会費	366,697	△ 10,000	356,697	14 災 害 救 助 費	21,661	459,339	481,000
11 監 査 委 員 費	675,958	△ 3,000	672,958	6 経 済 費	259,900,866	△ 19,774,241	240,126,625
				1 経 済 管 理 費	7,814,043	△ 500	7,813,543
				2 資源エネルギー費	2,649,567	△ 249,419	2,400,148

7 農 政 費	3 産 業 振 興 費	11,805,454	△	520,546	11,284,908	9 建 設 費		540,418,484	△	894,236	539,524,248
	4 金 融 費	201,376,226	△	18,835,782	182,540,444		1 建 設 管 理 費	42,639,710	△	219,485	42,420,225
	5 貿 易 経 済 交 流 費	96,852		1,236	98,088		2 道 路 橋 り ょ う 費	244,784,794	△	162,528	244,622,266
	6 雇 用 対 策 費	9,598,186	△	102,281	9,495,905		3 河 川 費	99,539,509	△	47,694	99,491,815
	7 労 政 福 祉 費	168,361	△	25,455	142,906		4 空 港 港 湾 費	8,353,650	△	260,836	8,092,814
	8 人 材 育 成 費	4,591,487	△	186,329	4,405,158		5 砂 防 海 岸 費	33,721,653		1,569,013	35,290,666
	10 企 業 立 地 推 進 費	20,002,434		153,846	20,156,280		6 建 築 指 導 費	11,155,945	△	440,794	10,715,151
	12 工 鉱 業 試 験 調 査 費	392,510	△	1,011	391,499		7 住 宅 費	44,641,580	△	841,333	43,800,247
	13 労 働 委 員 会 費	587,402	△	8,000	579,402		8 都 市 環 境 費	39,689,766	△	266,318	39,423,448
		297,772,157	△	4,419,511	293,352,646		9 公 園 下 水 道 費	15,567,436	△	222,583	15,344,853
	1 農 政 管 理 費	20,380,617	△	556,248	19,824,369		10 ま ち づ くり 推 進 費	193,969	△	1,678	192,291
	2 農 地 調 整 費	4,970,553	△	439,250	4,531,303		10 警 察 費	148,332,111	△	3,500	148,328,611
	3 農 業 経 済 費	14,122,380	△	128,311	13,994,069			1 警 察 管 理 費	136,586,000	△	3,500
8 水 産 林 務 費	4 土 地 改 良 指 導 費	67,861,229	△	893,482	66,967,747	11 教 育 費	567,490,649	△	1,095,602	566,395,047	
	5 農 業 改 良 普 及 費	1,891,479	△	105,860	1,785,619		1 教 育 総 務 費	23,460,097	△	191,670	23,268,427
	6 構 造 改 善 費	14,222,563		269,020	14,491,583	2 小 学 校 費	213,004,332	△	114,752	212,889,580	
	8 農 業 農 村 整 備 事 業 費	146,214,931	△	287,044	145,927,887	3 中 学 校 費	129,622,735	△	288,993	129,333,742	
	9 流 通 対 策 費	2,215,124	△	5,012	2,210,112	4 高 等 学 校 費	144,601,661	△	300,855	144,300,806	
	10 農 産 園 芸 費	8,560,746	△	168,613	8,392,133	5 特 殊 学 校 費	49,912,472	△	266,716	49,645,756	
	11 酪 農 畜 産 費	9,933,190	△	2,060,372	7,872,818	7 社 会 教 育 費	3,238,265		99,798	3,338,063	
	12 農 業 企 画 費	497,230	△	3,050	494,180	8 保 健 体 育 費	2,756,657	△	32,414	2,724,243	
	13 農 業 試 験 費	6,353,103	△	41,289	6,311,814	12 災 害 復 旧 費	11,199,416	△	1,346,511	9,852,905	
		142,919,918	△	752,115	142,167,803		1 農 地 開 発 施 設 災 害 復 旧 費	269,928	△	20,010	249,918
	1 水 産 林 務 管 理 費	14,523,553	△	71,423	14,452,130	2 水 産 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,515,886	△	1,068,882	3,447,004	
	3 水 産 経 営 費	6,191,927	△	59,988	6,131,939	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,413,602	△	257,619	6,155,983	
	4 栽 培 振 興 費	2,222,494	△	286,080	1,936,414	13 公 債 費	403,235,919	△	1,345,073	401,890,846	
5 漁 港 漁 村 費	58,473,465	△	270,506	58,202,959	1 公 債 費		403,235,919	△	1,345,073	401,890,846	
6 漁 業 管 理 費	619,727	△	5,970	613,757	14 諸 支 出 金	88,779,438	△	6,211,295	82,568,143		
7 資 源 管 理 費	897,880	△	2,762	895,118		1 繰 出 金	10,204,114	△	291,655	9,912,459	
9 森 林 計 画 費	8,400,533	△	11,886	8,388,647	2 諸 費	78,575,324	△	5,919,640	72,655,684		
13 水 産 業 試 験 研 究 費	1,373,125	△	29,878	1,343,247	歳 出 合 計	3,039,011,831	△	28,655,634	3,010,356,197		
15 道 有 林 費	2,948,684	△	13,622	2,935,062							

第2表

繰 越 明 許 費 補 正

(単位 千円)

款 項		補 正		前	補 正		後
		事 業 名	金 額		事 業 名	金 額	
4 環 境 生 活 費	5 自 然 環 境 費	自 然 公 園 費	50,000		自 然 公 園 費	103,000	
7 農 政 費	1 農 政 管 理 費	公 共 事 業 事 務 費	679,314		公 共 事 業 事 務 費	1,153,330	
	8 農 業 農 村 整 備 事 業 費	土 地 改 良 事 業 費	5,951,100		土 地 改 良 事 業 費	11,453,198	
		農 用 地 造 成 事 業 費	3,750,747		農 用 地 造 成 事 業 費	4,957,276	
		農 地 防 災 事 業 費	1,197,400		農 地 防 災 事 業 費	1,911,553	
		農 村 総 合 整 備 事 業 費	3,025,594		農 村 総 合 整 備 事 業 費	6,733,982	
		農 道 等 整 備 事 業 費	960,000		農 道 等 整 備 事 業 費	1,637,295	
8 水 産 林 務 費	1 水 産 林 務 管 理 費	補 助 事 業 事 務 費	1,800		補 助 事 業 事 務 費	14,761	
	5 漁 港 漁 村 費	水 産 基 盤 整 備 事 業 費	4,149,324		水 産 基 盤 整 備 事 業 費	5,663,224	
		漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	211,295		漁 港 海 岸 保 全 事 業 費	293,495	
	9 森 林 計 画 費	—	—		森 林 居 住 環 境 整 備 事 業 費	6,300	
9 建 設 費	1 建 設 管 理 費	公 共 事 業 事 務 費	21,089		公 共 事 業 事 務 費	43,669	
		補 助 事 業 事 務 費	4,200		補 助 事 業 事 務 費	23,080	
	2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 交 通 安 全 施 設 費	590,000		道 路 交 通 安 全 施 設 費	916,870	
		道 路 改 築 費	4,991,553		道 路 改 築 費	5,140,373	
		道 路 凍 雪 害 防 止 事 業 費	130,000		道 路 凍 雪 害 防 止 事 業 費	204,950	
		過 疎 豪 雪 道 路 代 行 事 業 費	1,700,000		過 疎 豪 雪 道 路 代 行 事 業 費	1,811,880	
	3 河 川 費	河 川 改 修 費	7,750,500		河 川 改 修 費	7,946,400	
		情 報 基 盤 緊 急 整 備 事 業 費	109,000		情 報 基 盤 緊 急 整 備 事 業 費	208,000	
		都 市 小 河 川 改 修 費	114,000		都 市 小 河 川 改 修 費	241,583	
		低 地 対 策 河 川 事 業 費	1,075,900		低 地 対 策 河 川 事 業 費	1,140,900	
		—	—		河 川 環 境 整 備 事 業 費	12,000	
		統 合 河 川 整 備 事 業 費	1,235,600		統 合 河 川 整 備 事 業 費	1,465,400	
		ダ ム 建 設 事 業 費	1,551,246		ダ ム 建 設 事 業 費	1,712,646	
		—	—		ダ ム 施 設 改 良 費	74,000	
	5 砂 防 海 岸 費	—	—		火 山 砂 防 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	221,300	
		—	—		災 害 関 連 事 業 費	298,727	
		—	—		災 害 河 川 ・ 海 岸 事 業 費	453,929	
	8 都 市 環 境 費	都 市 計 画 街 路 事 業 費	3,141,000		都 市 計 画 街 路 事 業 費	5,007,000	
	9 公 園 下 水 道 費	—	—		過 疎 下 水 道 代 行 事 業 費	220,300	

12 災 害 復 旧 費	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	水 産 災 害 復 旧 事 業 費	32,039
		—	—	漁 港 災 害 復 旧 事 業 費	457,400
		—	—	林 道 災 害 復 旧 事 業 費	267,600
		—	—	治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	239,100
	3 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業費	984,800	土 木 災 害 復 旧 事 業 費	3,324,601

第3表

		債 務 負 担 行 為 補 正				(単位 千円)	
事 項		補	正	前	補	正	後
		期 間	限 度	額	期 間	限 度	額
平成10年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成10年度から平成22年度まで		1,481,574	平成10年度から平成23年度まで		1,481,574
平成12年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成12年度から平成24年度まで		1,697,765	平成12年度から平成25年度まで		1,697,765
平成13年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成13年度から平成25年度まで		2,079,710	平成13年度から平成26年度まで		2,079,710
昭和52年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為		昭和52年度から平成14年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費及び造成費について	66,000千円以内 取得、管理、造成及び処分に係る経費について 年6％以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5％半年複利以内の額 の合計額	平成15年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について	14,660千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
昭和57年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為		昭和57年度から平成14年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について	8,000千円以内 管理及び処分に係る経費について 年6％以内の額 借入資金に係る利子について 年9.5％半年複利以内の額	平成15年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について	20,621千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額

昭和62年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	昭和62年度から 平成14年度まで	の合計額 北海道土地開発公社が行 う管理費について 9,300千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年9.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成15年度から 平成19年度まで	の合計額 北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 16,770千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額
平成4年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成4年度から 平成14年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費について 11,400千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年9.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 14,433千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額
平成9年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成9年度から 平成14年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費について 14,900千円以内 管理に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子につ いて 年9.5%半年複利以内 の額 の合計額	平成15年度から 平成19年度まで	北海道土地開発公社が行 う管理費、事務費及び資 金経費について 15,744千円以内 借入資金に係る利子につ いて 国庫債務負担行為によ る用地の先行取得に係 る限度利率の半年複利 以内の額 の合計額

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正	前	補 正	後
限 度 額 起 債 の 方 法	利 率 償 還 の 方 法	限 度 額 起 債 の 方 法	利 率 償 還 の 方 法	限 度 額 起 債 の 方 法

本庁構内整備事業費	96,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	84,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
特定資金公共投資事業費	2,854,213	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め5年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,320,501	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め5年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
新産業都市等建設事業費	—	—	—	—	2,988,000	—	10%以内	—
石狩東部広域水道対策費	76,000	—	10%以内	—	88,000	—	10%以内	—
自然環境対策費	206,000	—	10%以内	—	200,000	—	10%以内	—
社会福祉施設整備費	1,114,000	—	10%以内	—	1,117,000	—	10%以内	—
保健所整備費	133,000	—	10%以内	—	204,000	—	10%以内	—
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	310,000	—	10%以内	—	259,000	—	10%以内	—
工業基地開発費	1,503,000	—	10%以内	—	1,493,000	—	10%以内	—
技術専門学院施設整備費	845,000	—	10%以内	—	804,000	—	10%以内	—
工業試験場費	52,000	—	10%以内	—	51,000	—	10%以内	—
直轄土地改良事業費	3,798,000	—	10%以内	—	28,158,000	—	10%以内	—
土地改良事業費	14,531,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	14,378,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成事業費	1,051,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	170,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	4,272,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,182,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備事業費	3,777,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,647,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道等整備事業費	4,957,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,802,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道整備特別対策事業費	4,427,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,648,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農業試験場施設整備費	4,203,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,175,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産基盤整備費	15,932,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	15,683,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,667,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	5,240,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港海岸保全費	1,765,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,723,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道事業費	3,140,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,326,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道整備特別対策事業費	287,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	279,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
治山事業費	11,869,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	11,619,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	2,070,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,043,000	—	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

水産試験場施設整備費	83,000	10%以内	73,000	10%以内
森林整備費	1,338,000	10%以内	1,324,000	10%以内
			据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土木現業所庁舎建設費	238,000	10%以内	201,000	10%以内
直轄道路事業費	73,953,000	10%以内	74,924,000	10%以内
道路維持管理費	6,316,000	10%以内	6,133,000	10%以内
道路新設改良費	27,285,000	10%以内	26,821,000	10%以内
積雪寒冷対策費	6,535,000	10%以内	6,485,000	10%以内
市町村道整備費	3,000,000	10%以内	2,910,000	10%以内
臨時道路整備特別対策事業費	36,729,000	10%以内	37,874,000	10%以内
地域道路整備特別対策事業費	10,963,000	10%以内	11,804,000	10%以内
直轄河川事業費	23,351,000	10%以内	22,856,000	10%以内
河川改良費	20,558,000	10%以内	20,346,000	10%以内
ダム建設費	3,769,000	10%以内	3,421,000	10%以内
直轄空港整備費	373,000	10%以内	376,000	10%以内
空港整備費	632,000	10%以内	620,000	10%以内
直轄砂防事業費	1,658,000	10%以内	2,461,000	10%以内
砂防費	8,902,000	10%以内	8,888,000	10%以内
災害関連事業費	221,000	10%以内	433,000	10%以内
直轄海岸事業費	442,000	10%以内	256,000	10%以内
海岸保全事業費	2,816,000	10%以内	2,703,000	10%以内
北方建築総合研究所改築費	390,000	10%以内	375,000	10%以内
公営住宅建設費	7,121,000	10%以内	6,873,000	10%以内
街路事業費	13,428,000	10%以内	13,042,000	10%以内
臨時街路整備特別対策事業費	5,585,000	10%以内	5,185,000	10%以内
都市公園費	2,003,000	10%以内	1,892,000	10%以内
高等学校施設整備費	7,930,000	10%以内	8,123,000	10%以内
特殊学校施設整備費	2,385,000	10%以内	2,641,000	10%以内
情報処理教育設備整備費	493,000	10%以内	453,000	10%以内
漁港災害復旧費	175,000	10%以内	173,000	10%以内
林道災害復旧費	23,000	10%以内	17,000	10%以内
治山災害復旧費	633,000	10%以内	398,000	10%以内
			据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

土 木 災 害 復 旧 費	1,265,000	10%以内	1,218,000	10%以内
水 産 災 害 復 旧 費	—	—	9,000	10%以内
住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	6,000,000	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率)	6,252,900	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率)
臨 時 財 政 対 策 債	68,324,000	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率)	70,013,400	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後 の 利 率)
合 計	500,120,713		526,524,301	

平成14年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計補正予算（第2号）

平成14年度北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,147,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

（単位 千円）

6 諸 収 入	190,659	23,500	214,159
4 雑 入	53,512	23,500	77,012
歳 入 合 計	23,123,588	23,500	23,147,088

歳 出

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 病 院 費	19,713,071	23,500	19,736,571
1 病 院 管 理 費	10,021,972	23,500	10,045,472
歳 出 合 計	23,123,588	23,500	23,147,088

平成14年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成14年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ905,140千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,722,947千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入	459,422	17,800	477,222
1 財 産 運 用 収 入	459,422	17,800	477,222
2 繰 入 金	123,168,665	△ 922,940	122,245,725
1 一 般 会 計 繰 入 金	95,941,708	△ 917,283	95,024,425
2 基 金 繰 入 金	27,226,957	△ 5,657	27,221,300
歳 入 合 計	123,628,087	△ 905,140	122,722,947

歳 出

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
-----	-----------	-------	---

1 公 債 費	123,628,087	△ 905,140	122,722,947
1 公 債 費	123,628,087	△ 905,140	122,722,947
歳 出 合 計	123,628,087	△ 905,140	122,722,947

平成14年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,475,565千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,467,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金	385,319	△ 254,972	130,347
1 一 般 会 計 繰 入 金	385,319	△ 254,972	130,347
2 繰 越 金	409,192	△ 378,932	30,260
1 繰 越 金	409,192	△ 378,932	30,260
3 諸 収 入	4,373,186	△ 1,325,850	3,047,336
1 預 金 利 子	764	△ 734	30
2 貸 付 金 収 入	4,102,204	△ 1,320,570	2,781,634
3 雑 入	270,218	△ 4,546	265,672
4 道 債	775,285	△ 515,811	259,474
1 道 債	775,285	△ 515,811	259,474
歳 入 合 計	5,942,982	△ 2,475,565	3,467,417

歳 出

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
-----	-----------	-------	---

1	中小企業近代化資金貸付事業費	2,371,445	△	1,470,783	900,662	2	公債費	2,643,566	△	748,772	1,894,794
							1 公債費	2,643,566	△	748,772	1,894,794
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,371,445	△	1,470,783	900,662	3	諸支出金	927,971	△	256,010	671,961
							1 繰出金	927,971	△	256,010	671,961
							歳出合計	5,942,982	△	2,475,565	3,467,417

第2表											
地方債補正											
(単位 千円)											
起債の目的		補正前				補正後					
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
中小企業近代化資金貸付事業費		775,285	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.9%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	259,474	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.9%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。		

平成14年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）					歳出				
平成14年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。					(単位 千円)				
(歳入歳出予算の補正)					款	項	補正前の額	補正額	計
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,679千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,168,827千円とする。					1	農業改良資金貸付事業費	1,705,109	△ 663,309	1,041,800
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。						1 農業改良資金貸付事業費	1,705,109	△ 663,309	1,041,800
第1表					2	就農支援資金貸付事業費	938,074	△ 1,370	936,704
歳入歳出予算補正						1 就農支援資金貸付事業費	938,074	△ 1,370	936,704
歳入					3	公債費	1,060,215	400,000	1,460,215
(単位 千円)						1 公債費	1,060,215	400,000	1,460,215
款	項	補正前の額	補正額	計	4	諸支出金	530,108	200,000	730,108
1	国庫支出金	38,882	△ 29,285	9,597		1 繰出金	530,108	200,000	730,108
	1 国庫補助金	38,882	△ 29,285	9,597		歳出合計	4,233,506	△ 64,679	4,168,827
2	繰入金	587,718	△ 35,394	552,324	平成14年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）				
	1 一般会計繰入金	587,718	△ 35,394	552,324					
	歳入合計	4,233,506	△ 64,679	4,168,827					

平成14年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,674千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,039,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正					
歳 入					
(単位 千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1	分担金及び負担金	10,660	△	6,612	4,048
	1 負担金	10,660	△	6,612	4,048
4	繰入金	145,384	△	1,289	144,095
	1 一般会計繰入金	145,384	△	1,289	144,095

第2表

地 方 債 補 正										
(単位 千円)										
起 債 の 目 的			補 正 前			補 正 後				
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額	起 債 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 債	8,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	—	0	—	—	—	—

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成14年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

5	繰越金	100	12,268	12,368	
	1 繰越金	100	12,268	12,368	
6	諸収入	726,723	△	72,041	654,682
	3 一般会計借入金	605,660	△	7,472	598,188
	4 雑入	121,016	△	64,569	56,447
7	道債	8,000	△	8,000	0
	1 道債	8,000	△	8,000	0
	歳入合計	1,115,172	△	75,674	1,039,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	公共下水道事業費	260,774	△ 2,084	258,690
	1 公共下水道事業費	260,774	△ 2,084	258,690
2	公 債 費	850,481	△ 74,364	776,117
	1 公 債 費	850,481	△ 74,364	776,117
3	諸 支 出 金	3,917	774	4,691
	1 繰 出 金	3,817	700	4,517
	2 諸 費	100	74	174
	歳 出 合 計	1,115,172	△ 75,674	1,039,498

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表					1 競馬総務費				
繰越明許費					110,933 △ 12,351 98,582				
(単位 千円)					2 競馬開催費				
款 項 事業名 金額					13,971,577 △ 1,560,263 12,411,314				
1 流域下水道事業費					2 諸支出金				
1 流域下水道事業費 建設費					136,607 △ 19,020 117,587				
416,580					1 繰出金				
平成14年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）					16,479 △ 827 15,652				
平成14年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。					2 納付金				
（歳入歳出予算の補正）					120,128 △ 18,193 101,935				
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,594,634千円を減額し、歳入歳出予算					3 予備費				
の総額を歳入歳出それぞれ12,627,483千円とする。					3,000 △ 3,000 0				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算					1 予備費				
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。					3,000 △ 3,000 0				
第1表					歳出合計				
歳入歳出予算補正					14,222,117 △ 1,594,634 12,627,483				
歳入					平成14年度北海道電気事業会計補正予算（第2号）				
(単位 千円)					(総則)				
款 項 補正前の額 補正額 計					第1条 平成14年度北海道電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。				
1 使用料及び手数料					(業務の予定量)				
6,465 155 6,620					第2条 平成14年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務				
1 手数料					の予定量を次のとおり改める。				
6,465 155 6,620					(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計)				
4 繰越金					(1) 年間販売電力量				
10 59,753 59,763					285,094,000 △186,000 284,908,000				
1 繰越金					キロワット時 キロワット時 キロワット時				
10 59,753 59,763					(2) 主要な建設改良事業				
5 諸収入					鷹泊ダム改修事業				
14,208,944 △ 1,654,542 12,554,402					128,823千円 18,695千円 147,518千円				
1 預金利子					シューパロ発電所建設事業				
880 △ 875 5					95,198千円 △ 1,668千円 93,530千円				
2 収益事業収入					発電中央制御機器改良事業				
11,333,593 △ 1,514,517 9,819,076					79,211千円 △67,809千円 11,402千円				
3 一般会計借入金					(収益的収入及び支出)				
1,672,039 △ 2,783 1,669,256					第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
4 雑入					(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)				
1,202,432 △ 136,367 1,066,065					収入				
歳入合計					第1款 電気事業収益				
14,222,117 △ 1,594,634 12,627,483					3,910,649千円 △ 181,033千円 3,729,616千円				
歳出					第1項 営業収益				
(単位 千円)					3,884,866千円 △ 211,353千円 3,673,513千円				
款 項 補正前の額 補正額 計					第2項 財務収益				
1 競馬費					2,652千円 30,320千円 32,972千円				
14,082,510 △ 1,572,614 12,509,896					支出				
					第1款 電気事業費用				
					3,618,924千円 △ 140,745千円 3,478,179千円				
					第1項 営業費用				
					2,354,348千円 △ 168,034千円 2,186,314千円				
					第2項 財務費用				
					1,095,841千円 26,893円 1,122,734千円				
					第3項 営業外費用				
					168,735千円 198千円 168,933千円				
					第4項 特別損失				
					0千円 198千円 198千円				

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,893,589千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,905,499千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,797,503千円、中小水力発電開発改良積立金83,029千円及び当年度資本的収支調整額13,057千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,611,155千円、中小水力発電開発改良積立金83,029千円、減債積立金200,747千円及び当年度資本的収支調整額10,568千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

収 入

第1款 資本的収入 246,051千円 △ 71,000千円 175,051千円

第1項 企業債 194,000千円 △ 71,000千円 123,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,139,640千円 △ 59,090千円 2,080,550千円

第1項 建設改良費 333,561千円 △ 55,514千円 278,047千円

第3項 投 資 700,000千円 △ 3,576千円 696,424千円

（債務負担行為）

第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

（単位 千円）

事 項	補 正		前 額	補 正		後 額
	期 間	限 度		期 間	限 度	
平成14年度発電中央制御機器改良事業に関する債務負担行為	平成14年度から 平成15年度まで		603,715	—		0

（企業債）

第6条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起 債 の 目 的	補 正		前	補 正		後
	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率
鷹 泊 ダ ム 改 修 事 業	124,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	123,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内
発電中央制御機器改良事業	70,000		10%以内	0	—	—

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 予算第8条中「(1)職員給与費719,086千円」を「(1)職員給与費645,910千円」に、「(2)交際費720千円」を「(2)交際費221千円」に改める。

平成14年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成14年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成14年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分） （既決予定量） （補正予定量） （ 計 ）

(1) 給 水 事 業 所 数 72箇所 △ 1箇所 71箇所

(2) 年 間 総 給 水 量 87,037,950 191,362 87,229,312

立方メートル 立方メートル 立方メートル

(3) 一 日 平 均 給 水 量 238,460 524 238,984

立方メートル 立方メートル 立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

苦小牧東部地区第一工業用水道建設事業 869,404千円 △ 8,963千円 860,441千円					(資本的収入及び支出)				
石狩湾新港地域工業用水道建設事業 58,525千円 12,336千円 70,861千円					第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,333千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,799千円」に、「「過年度分損益勘定留保資金58,152千円、当年度分損益勘定留保資金310,652千円及び当年度資本的収支調整額19,529千円」を「過年度分損益勘定留保資金225,345千円、当年度分損益勘定留保資金172,378千円及び当年度資本的収支調整額11,076千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
室蘭地区工業用水道改修事業 215,516千円 △ 1,152千円 214,364千円					(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)				
(収益的収入及び支出)					収入				
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金294,369千円」を「一般会計から長期借入金269,808千円」に改める。					第1款 資本的収入 1,801,304千円 △ 40,593千円 1,760,711千円				
(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)					第1項 企業債 35,000千円 △ 35,000千円 0千円				
収入					第3項 負担金 29,875千円 △ 7,217千円 22,658千円				
第1款 工業用水道事業収益 1,670,296千円 11,664千円 1,681,960千円					第4項 他会計からの出資金 77,322千円 12,918千円 90,240千円				
第1項 営業収益 1,669,773千円 8,713千円 1,678,486千円					第5項 他会計からの長期借入金 1,607,807千円 △ 11,294千円 1,596,513千円				
第2項 営業外収益 523千円 2,951千円 3,474千円					支出				
支出					第1款 資本的支出 2,189,637千円 △ 20,127千円 2,169,510千円				
第1款 工業用水道事業費用 2,092,360千円 △ 57,026千円 2,035,334千円					第1項 建設改良費 1,210,367千円 △ 20,127千円 1,190,240千円				
第1項 営業費用 1,652,314千円 △ 62,318千円 1,589,996千円					(企業債)				
第2項 営業外費用 439,980千円 5,292千円 445,272千円					第5条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。				
起 債 の 目 的					補 正 後				
限 度 額 千円					限 度 額 千円				
起債の方法					起債の方法				
利 率					利 率				
償 還 の 方 法					償 還 の 方 法				
室蘭地区工業用水道改修事業 35,000 総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。					0 — — —				
据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。									
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)									
第6条 予算第7条中「(1)職員給与費423,158千円」を「(1)職員給与費395,347千円」に、「(2)交際費480千円」を「(2)交際費90千円」に改める。					北海道知事 堀 達 也				
					平成14年度北海道一般会計補正予算 (第6号)				
平成15年第1回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。					平成14年度北海道一般会計補正予算 (第6号) は、次に定めるところによる。				
平成15年3月20日					(債務負担行為の補正)				
					第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。				

第1表

債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	(単位 千円)				
	補	正	前	補	正 後
	期	間	限 度	期	間 限 度 額
民事再生法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされた石狩開発株式会社に対する出資に関する債務負担行為	—	—	—	平成14年度から 平成15年度まで	10,000,000